

緊急避難外国人等自立生活サポート補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は令和4年2月24日のロシア軍のウクライナ侵攻後、同軍による激しい攻撃を受け、多くのウクライナ人が国外への避難を強いられている状況の中、避難を目的として本県で生活するウクライナ人等の外国人（以下「ウクライナ避難民等」という。）をサポートするため、通訳支援サービス提供事業者に対し、予算の範囲内において、緊急避難外国人等自立生活サポート補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において、「ウクライナ避難民等」とは、次のいずれかの要件を満たす者とする。

- 一 出入国在留管理庁から「ウクライナ避難民であることの証明書」の交付を受けている者又は旅券等の上陸許可証印の下に「ウクライナ避難民」のスタンプが押印されている者のうち、県内のいずれかの市町村の住民基本台帳に氏名等の記載のある者又は県内への居住が確認できる者
- 二 県内在住外国人であって、前号に掲げる者と同等にサポートが必要と知事が認める者

2 この要綱において「通訳サービス利用支援」とは、ウクライナ避難民等が県内で生活を営む上で医療機関の受診や日常生活における各種手続等のために、通訳者を介した同時通訳サービス（オンラインを活用した通訳サービスを除く）を利用することで、安心した暮らしにつなげることを目的としたサポートのことをいう。

(補助対象事業者等)

第3 補助金交付の対象となる事業者、対象経費及び補助上限額は宮城県の予算の範囲内において、別表1のとおりとする。

(交付申請)

第4 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 前項の補助金交付申請書の提出に当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額として控除できる部分との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して交付申請しなければならない。

3 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、別表2のとおりとする。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができない。

- 一 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- 二 県税に未納がある者

5 知事は、前項第1号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警本部長あて照会することができる。

(交付の決定)

第5 知事は、補助金交付申請の内容が適正であると認めるときは補助金の交付決定を行うものとする。

2 知事は、前項による交付の決定を行うにあたっては、第4第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

(交付の条件)

第6 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- 一 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分を変更する場合には、別記様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、補助事業に要する経費の配分の変更にあつては、補助金申請額の変更を伴わない変更を行うときは、この限りではない。
 - 二 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第3号により知事の承認を受けること。なお、この場合において、既に交付された補助金は、知事に返還するものとする。
 - 三 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- 2 知事は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し又は条件を付することができる。

(実績報告)

第7 規則第12条第1項の規定による補助事業等実績報告書の様式は、別記様式第1号によるものとし、第4に定める交付申請書と実績報告書を兼ねるものとする。なお、第5第1項に基づく交付決定通知は、規則第13条の規定による補助金等の額の確定の通知を兼ねるものとする。

2 第1項の補助事業等実績報告書は、補助事業の完了若しくは廃止の承認の日から1月を経過した日又は補助事業を開始した日の属する県の会計年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに提出しなければならない。ただし、知事が特に必要と認めるときは、提出期限を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

(補助金の交付方法)

第8 補助金は、規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第9 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 この要綱の規定に違反した場合
 - 二 補助金を補助目的以外の用途に使用した場合
 - 三 補助事業に関して不正、その他不適当な行為をした場合
 - 四 法令に違反した場合
 - 五 別表2の誓約書に氏名等が記載される者が、宮城県暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員等又はこれらの者と密接な関係を有する者であることが判明した場合
- 2 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(帳簿及び書類の備え付け等)

- 第 1 0 補助金の交付を受けた事業者は、補助金に係る経理について、他の経理と明確に区分した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておくものとする。
- 2 事業者は、当該補助事業に関する帳簿及び書類を備え付け、これを補助事業の完了した年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(その他)

第 1 1 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 7 月 1 3 日から施行し、令和 4 年度予算に係る補助金に適用する。

附 則 (令和 5 年 4 月 1 日)

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、令和 5 年度予算に係る補助金に適用する。

附 則 (令和 6 年 4 月 1 日)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年度予算に係る補助金に適用する。

附 則 (令和 7 年 4 月 1 日)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年度予算に係る補助金に適用する。

別表 1 (第 3 条関係)

対象事業者	対象経費	補助上限額
1 総務省の認定を受けた県内の地域国際化協会	左記事業者が実施する通訳支援サービスの利用料及び交通費。	1 回当たり 1 5, 0 0 0 円
2 ウクライナ避難民等が県内において医療機関の受診や、日常生活における各種手続等のために、通訳者を介した同時通訳サービス（オンラインを除く）を利用した場合、当該通訳サービスを提供する事業者	左記事業者が提供する通訳者を介して行う同時通訳サービス（オンラインを除く）の利用料及び交通費。	1 回当たり 2 5, 0 0 0 円

別表 2 (第 3 条関係)

申請に添付する資料
1 ア 第 2 第 1 号に掲げるものにあつては、ウクライナ避難民であることの証明書又は旅券（上陸許可証印の下に押印された「ウクライナ避難民」のスタンプ）及び居所を証明できる資料。 イ 第 2 第 2 号に掲げるものにあつては、在留カードを基に支援の必要性を証明できる資料及び居所を証明できる資料
2 通訳支援サービスの利用を証明できる書類（利用明細等）
3 内訳書（別紙 1）
4 誓約書（別紙 2）
5 県税納税証明書（未納がないことの証明）